江東区立小中学校の改築・改修に関する基本的な考え方

平成２４年１１月

江東区立小中学校改築・改修検討委員会

目　次

はじめに

第１章　学校施設の現状と課題
１．学校施設の現状・・・・・・・・・・・・・・・・３
２．学校施設整備の取り組みと課題・・・・・・・・・７
３．改築・改修にあたっての課題・・・・・・・・・１２

第２章　小中学校の改築・改修の考え方
１．教育推進プランの具現化・・・・・・・・・・・１５
２．学校施設整備の基本的な考え方・・・・・・・・１６
３．これまでの改築・改修の考え方・・・・・・・・１８
４．これからの改築年数等の考え方について・・・１８

第３章　これからの学校施設整備の進め方
１．今後見込まれる改築・改修実施校について・・１９
２．改築・改修に必要な経費の試算・・・・・・・・１９
３．改築・改修にあたって・・・・・・・・・・・・１９

資　料
１．江東区立小中学校改築・改修検討委員会（検討部会）検討経過
２．江東区立小中学校改築・改修検討委員会設置要綱
３．江東区立小中学校改築・改修検討委員会名簿

概　要
江東区立小中学校の改築・改修に関する基本的な考え方

はじめに

本区では、小中学校の適正な維持管理のため、計画的に改築・改修を行ってきた。しかし、災害時の地域の避難拠点となる小中学校については、平成 15 年度より重点的に耐震化を図っていくこととし、計画的な改築・改修を一時的に凍結した。その結果、平成 21 年度にはすべての小中学校において耐震化を完了することができた。

これまでの学校施設は、各学校の実態に合わせながら改修を行い、学校運営に極力支障がないように対応してきたが、今後は、昭和 40 年代に建設された多くの学校施設の改築が課題となってくる。

本区では小中学校のおよそ 3 分の 2 にあたる 45 校が新耐震設計以前（昭和 56 年以前）の建物で、竣工後 50 年を経過する施設が今後増加し、老朽化等による改築時期を一斉に迎えることになる。

学校は、児童・生徒が日々学び生活する場であることから、安全・安心で快適な学習環境を確保することが必要である。

また、教育内容の多様化、情報化や環境保護等の社会情勢の変化に対応するとともに、生涯学習や地域活動等のまちづくりの拠点として、地域に開かれた学校とすることも求められている。さらに、東日本大震災を経験し災害時における地域の避難拠点としての機能も喫緊の課題となっている。

このように、学校施設は学校教育の場だけでなく、コミュニティ活動や防災対策の拠点など区政運営の基礎的機能を担うことから、その改築・改修には、最優先で取り組んでいかなければならない。

また、改築・改修には膨大な経費が必要となることから、財政的な裏付け、改築・改修中の児童・生徒の教育環境の確保など総合的・長期的な視点に立って、着実に取り組んでいかなければならない。

よって、このたび、学校施設の老朽化対策の検討を進めていくにあたり、学校施設の現状を様々な角度から検討したうえで、「江東区立小中学校の改築・改修に関する基本的な考え方」をまとめ、計画的に小中学校の改築・改修に取り組んでいくものである。

１．学校施設の現状

（１）老朽化していく学校施設

本区には、平成 24 年 5 月現在、小学校が 44 校、中学校が 23 校あり、小学校では約 2 万 6 百人、中学校では 7 千 3 百人の児童・生徒が在籍している。

本区の小中学校は、大規模な開発や第二次ベビーブームに伴う児童・生徒の増加により、昭和 40 年代から 50 年代に建築された施設が多く存在し、竣工年度別の状況は下図のとおりである。

なお、施設の耐震化については、平成 21 年度ですべての小中学校が補強工事を完了し安全性を確保した。

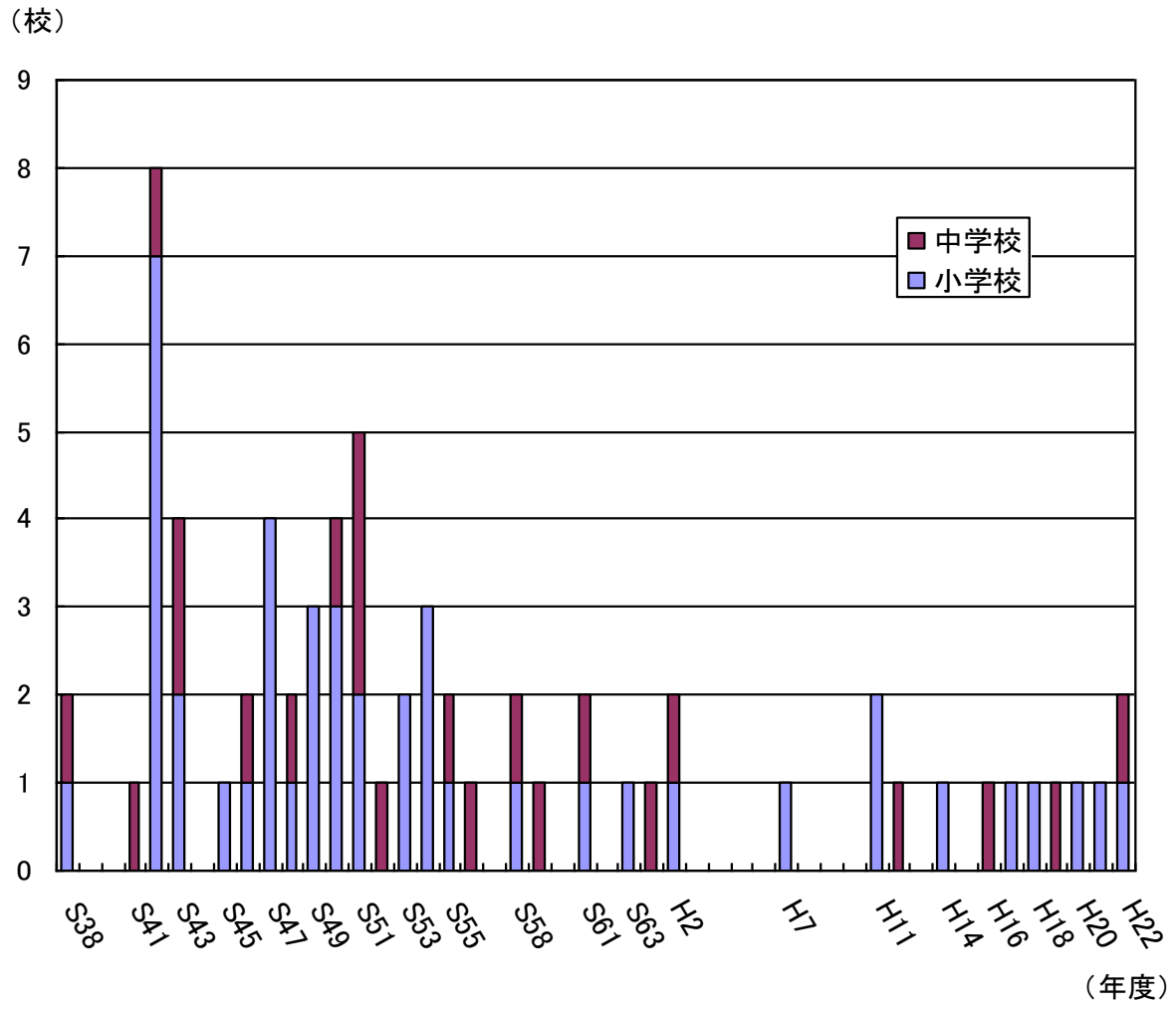

【図表 1】竣工年度別学校数

建設年度	経過	（小　学　校）	（中　学　校）
昭和 38	48	砂町小	二亀中、（三大中）
昭和 41	45		砂町中
昭和 42	44	辰巳小、二亀小、香取小、二大小、 五大小、四砂小、小名木川小	二砂中
昭和 43	43	六砂小、七砂小	二大中、三砂中
昭和 45	41	東陽小	
昭和 46	40	八名川小	深川六中
昭和 47	39	深川小、元加賀小、東川小、二辰小	
昭和 48	38	東砂小、（南砂西小）	大島中
昭和 49	37	臨海小、平久小、扇橋小	
昭和 50	36	南陽小、川南小、北砂小	深川一中
昭和 51	35	二砂小、亀高小	深川四中､辰巳中、南砂中
昭和 52	34		深川二中
昭和 53	33	数矢小、東雲小	
昭和 54	32	越中島小、毛利小、南砂小	
昭和 55	31	明治小	亀戸中
昭和 56	30		大島西中
昭和 58	28	枝川小	二南中
昭和 59	27		東陽中
昭和 61	25	浅間竪川小	四砂中
昭和 63	23	四大小	
平成元	22		深川七中
平成 2	21	水神小	三亀中
平成 7	16	一亀小	
平成 11	12	豊洲小、三大小	
平成 12	11		深川五中
平成 14	9	三砂小	
平成 16	7		深川八中
平成 17	6	一大小	
平成 18	5	豊洲北小	
平成 19	4		深川三中
平成 20	3	大島南央小（大島中央・南小）	
平成 21	2	五砂小	
平成 22	1	有明小	有明中

【図表 2】建設年度別学校一覧（平成 24 年 4 月現在）

（２）学校施設整備の現状と課題

学校施設の整備は、各学校の状態に合わせながら安全を確保するため、校舎等建物の外壁や屋上及び校庭の改修、また給排水設備、機械設備及び電気設備等の改修を行っている。そして新たな教育内容・活動に対応するため、教育環境の整備を実施している。それと並行して校舎等建物の耐震性能を確保するための補強工事を実施し、平成 21 年度に全小中学校の耐震化を完了するとともに、普通教室・特別教室の冷暖房化も実施してきた。

改築・改修は、計画的に進めていくものであるが、緊急課題の耐震化を優先したことや近年の区財政状況により計画的改修が実施できずに、学校施設の老朽化が進行している現状がある。

改修時期の遅れにより、下記のような内容が懸念されている。

①漏水・漏電事故、錆水等への対応

→　従来は対処的修繕で配管・配線等の改修を行っていたが、全体的な改修でないため、根本的な解決がなされていない。　【設備の安全性への不安】

②改築までの安全な施設維持管理への対応

→　築 35 年を超えて不可視部を含む全体改修が未実施で事故防止が不完全である。　【施設の劣化に不安】

③火災時の防火・防煙への対応

→　防火扉等が現行法令上、既存不適格である。　【火災時の安全性への不安】

④ユニバーサルデザインへの未対応

→　車椅子対応便所やエレベータ・スロープ等が未整備である。　【利用者への対応が不十分】

⑤学校の避難所機能の強化

→　施設の安全性及び災害時の拠点機能の充実を図る。　【施設機能への不安】

（３）近年の改築・改修実績

平成 22 年度からの長期計画で施設整備計画を策定し、改築対象校（昭和 46 年以前の設計基準校）16 校のうち「二亀中・二亀小・五大小」の 3 校を当初改築に着手する施設と選定した。

また、改修対象校は「深川六中・東川小・八名川小・平久小・東砂小・浅間竪川小・大島中・扇橋小・二辰小・四砂小・二砂中」の 11 校を改修に着手する施設と選定した。

（４）児童・生徒数及び学級数の現状

区の人口は、マンション建設の増加や臨海地区の開発により、平成 10 年度から増加傾向になり、現在は約 48 万人（平成 24 年 4 月現在）になっている。

これに伴って、児童・生徒数も減少傾向から増加傾向になっており、平成 15 年度と比較して平成 24 年度では、児童数 4,815 人（30.7%）、生徒数 408 人（6.0%）と増加している。この傾向は今後も続くものと推計される。

このことから、学級数も増加しており、さらに文部科学省からの 35 人学級編制等の対応も含めて、改築・改修によって普通教室の確保に努めなければならない現状である。

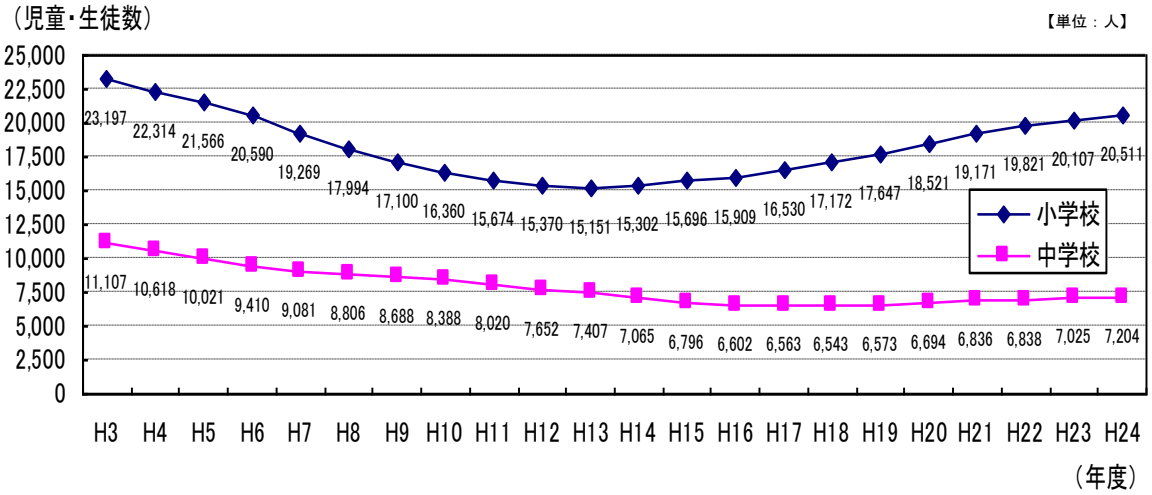

【図表 3】児童・生徒数の推移

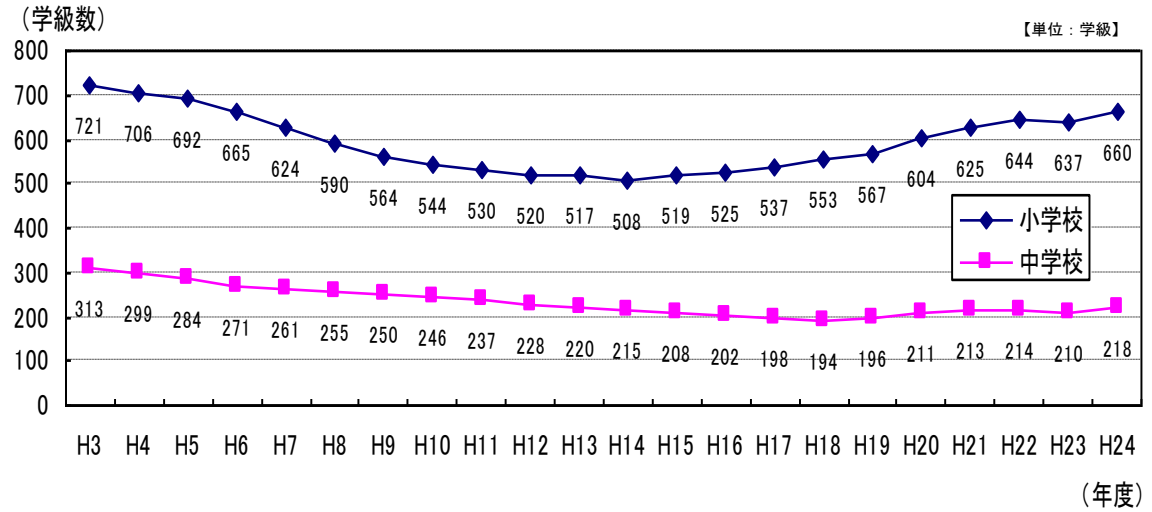

【図表 4】学級数の推移

２．学校施設整備の取り組みと課題

（１）教育方法及び教育内容の多様化

- 35人学級編制や少人数学習への対応
- 多目的室や教室から連続したオープンスペースの充実
- 特別支援学級の整備と充実
- 巡回指導のための特別支援教室への対応【検討課題】
- 格技の必修に伴う整備（中学校）

小学校第 1・2 学年の 1 学級あたりの児童数を 40 人から 35 人に改める「義務標準法」の改正に伴い、教室数の確保や少人数学習への対応に取り組んでいる。

なお、第 3 学年以降の 35 人学級編制にも対応できるよう多目的室を教室に転用できる仕様にするなど教育方法と教育内容の多様化に対応した施設とすることが求められている。

特別支援教育のニーズや地区要素を踏まえ、特別支援学級の計画的な配置を行う。また、これらとは別にすべての小中学校において、巡回指導のための特別支援教室を設けることが検討課題となっている。

義務標準法

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(平成 23 年 4 月 22 日付改正)

※最終的には、小学校 1・2 学年は 30 人学級で、小学校 3 学年から中学校 3 学年までは 35 人学級となる。

（２）放課後支援への対応

- 保護者のニーズに対応した江東きっずクラブの整備

児童の放課後対策として、小学校区域ごとに児童が放課後等に安全で安心して過ごすことができる居場所・生活の場を提供するため、放課後子ども教室（げんきっず）と学童クラブとの連携・一体化事業「江東きっずクラブ」を推進している。

しかし、学校の施設規模（収容対策等を含む）により全小学校の校舎内・敷地内への設置が困難な状況があり、改築等に合わせて整備していく必要がある。

江東きっずクラブ

・学校施設を活用し、放課後や夏休み、冬休みなどに、児童が安全で安心してのびのびと過ごせる居場所及び生活の場を提供する施策。

（３）自然環境への配慮

- 雨水利用や太陽光発電、屋上緑化（壁面含）、校庭芝生化（CIG）、ビオトープ等のエコスクール（環境共生型学校施設）の実現
- CO2 削減への取り組み
- 温かみのある内外装の木質化

地球温暖化対策が喫緊の課題となっている中、学校施設においても環境を考慮した施設として、エコスクール（環境共生型学校施設）が求められている。

エコスクールは、環境負荷の低減に貢献するだけでなく、児童・生徒の環境教育の教材として活用することもでき、さらには地域の環境教育の発信拠点としても先導的な役割を果たす点で重要である。

また、木材の利用促進については、本区の地場産業でもありその利用は、地域の活性化や区の特色ある学校づくりに大きく貢献するとともに、木材がＣＯ２を吸収し固定化することにより地球温暖化防止に資するものである。

エコスクール

環境を考慮した学校施設。整備に際しては次の３つの点に留意することが必要。

１．施設面　・学習空間、生活空間として健康で快適である。
　　・周辺環境と調和している。
　　・環境への負荷を低減させる設計、建設とする。

２．運営面　・耐久性やフレキシビリティに配慮する。
　　・自然エネルギーを有効活用する。
　　・無駄なく、効率よく使う。

３．教育面　・環境教育にも活用する。

エコスクールの事業タイプ

太陽光発電型、太陽熱利用型、その他新エネルギー活用型、省エネルギー・省資源型、自然共生型
木材利用型、資源リサイクル型、その他

江東 CIG ビジョン

・「江東区 CITY IN THE GREEN」を更に推進するための施策(平成 24 年７月制定)

木材の利用促進法

・「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成 22 年 10 月制定)

地球温暖化対策の推進に関する法律　第 21 条(地方公共団体実行計画等)

・チーム江東・環境配慮推進計画（第３章　建築・土木工事等に関するマニュアル）の「契約にあたっての取組」「計画・設計・施工・維持管理における取組」を遵守することとする。

（４）防災への対応

- 防災資機材倉庫や備蓄倉庫の施設整備
- ヘリサインの設置
- 非構造部材（天井や照明等）の耐震化と防振対策を図る。
- 災害時の拠点としての機能を強化（マンホールトイレ等）
- ゲリラ豪雨対策としての雨水貯留施設の設置（改築時）

大規模地震発生時の児童・生徒の被害防止や安全の確保に努めるとともに、地域住民が避難所として安心して活用できるよう耐震性を確保し、防災資機材倉庫等の施設設備や避難所としての機能等、災害時の拠点としての機能を確保するために、防災施設設備の整備が求められている。

また、近年ヒートアイランドの影響等でゲリラ豪雨が増えており、本区では雨水を直接下水に流さず、敷地内で吸収する浸透桝や浸透施設貯留槽などが求められている。

江東区雨水流出抑制対策

- 区内の公共施設や民間施設の敷地内に雨水流出抑制施設を設置し、雨水を地中へ浸透させたり、貯留させたりすることで浸水被害の軽減及び防止する。

（５）学校施設の向上（ボトムアップ）

- バリアフリー化によるエレベータ及びオストメイト対応便所の設置
- 東京都水道局推進「安全でおいしい水」の直結給水の設置
- 普通教室、特別教室の冷暖房化
- 食育推進のためのランチルーム設置
- 食中毒対策（Ｏ１５７）として給食調理室の衛生区画化
- 児童・生徒の健康保持、衛生面に配慮した設備の整備

「ハートビル法」の改正、特別支援教育の拡充などバリアフリー化を一層推進する必要性がますます高まる中、国の「学校施設バリアフリー化推進指針」に配慮するとともに、「バリアフリー新法」に基づき、段差解消、手すりの設置、トイレなどの学校施設のバリアフリー整備を行う。

良好な学習環境確保に配慮した直結給水化や教室の冷暖房化を推進し、さらに区の特徴を活用した食育指導を推進できるようランチルームの整備と充実を図る必要がある。

児童・生徒の健康保持に向けて、プールや保健室等の設備の整備を図り、環境衛生や公衆衛生の向上に努める。

バリアフリー新法

・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成 18 年 12 月施行)

学校施設バリアフリー化推進指針

学校施設のバリアフリー化等の推進に関する基本的な考え方及び学校施設のバリアフリー化等を図る際の計画・設計上の留意点を示した指針(平成 16 年３月　文部科学省大臣官房文教施設部)

学校環境衛生基準（文部科学大臣告示　平成 21 年４月施行）

・園児・児童・生徒等・学校職員等が、基準に求められた快適な学校環境のもとで勉学に励むこと。

（６）施設の長寿命化

- 現行法令に適する施設への対応【既存不適格部分の見直し】
- 設備の全面的な再整備により長寿命化と安全性を確保
- 効率的な施設維持管理を行うための平面計画の検討
- ライフサイクルコストの低減

現行の建築基準法に適合するよう既存不適格部分を見直し、防火・防煙設備を改善する。また、従来は漏水漏電後に対処的な修繕で配管・配線等の改修を行っていたが、根本的な解決になっていなかった設備を改修し、全体的な再整備により長寿命化と安全性の確保に努める。

（７）情報化と情報教育への対応

- PC 室と図書室の連携可能な整備
- インターネット環境の整備（学校 LAN、校務 LAN、庁内 LAN）
- 次世代の電子黒板への対応【検討課題】
- ネットワーク環境への整備（各教室への LAN 配管）

多くの情報から適切に情報を選択し、自ら正しい情報を発信する能力や情報社会に主体的に参画しようとする態度の育成など、情報教育の充実が求められている。

「ＩＣＴ教育の推進」に有効な学校独自の校内ＬＡＮ整備を含め、教室からインターネットへの接続を可能にし、次世代の電子黒板等機器の一層の活用に向けたネットワーク整備に取り組む必要がある。

情報通信基盤の整備に伴い、情報教育及び学習方法・手段の確保に必要なコンピュータ室や図書室、または、融合した情報メディア室等の施設設備を整備することが求められている。

ＩＣＴ（情報コミュニケーション技術）教育
情報技術を用いて、学習者に新しいコミュニケーション環境を提供しようとする教育
ICT　は Information and Communications Technology の略称

（８）安全・防犯への対応

・オートロックや防犯カメラなどの設置
・盗撮対策としてプール屋根の設置
・セキュリティラインの明確化

近年、学校を舞台とした事件が続き、学校の安全性を高める必要が一層高まっている。児童・生徒の生活の場として安全性を確保するために、セキュリティラインを明確化し、オートロックや防犯カメラなど外部からの侵入者等への対策に取り組んでいる。なお施設設備の面からも各種の防犯対策が求められており、近年ではプールなどの盗撮対策に重点をおく必要がある。

（９）地域連携への対応

・地域との交流・連携を充実させる地域開放会議室や PTA 室の設置

地域の学校として、地域の交流・連携を充実させるランチルーム・多目的室及び屋内運動場（更衣室・トイレの充実も含む）等の学校開放施設、地域活動の拠点として利用できる施設等の整備が求められている。

３．改築・改修にあたっての課題

（１）仮校舎の確保

工事期間中の仮校舎の確保は、改築・改修に必要不可欠なものであり、様々な視点から検討する必要がある。

- 南砂仮校舎（スクールバス通学）
- 大島仮校舎（スクールバス通学）
- 校庭等への仮設プレハブ設置
- 改築が 10 年前後に実施される学校施設の場合、居ながら工事も検討する。

①敷地外に確保

現在、大島仮校舎(20 学級数に対応可）と南砂仮校舎(24 学級数に対応可)と 2 校の仮校舎を確保している。しかし、東日本大震災以降においては遠方の仮校舎への通学を心配する声などが寄せられ、児童・生徒の通学路、通学時間及び通学手段においては慎重に検討する必要がある。

②敷地内（校庭）に確保

校庭内に仮校舎を確保する場合には、工事中の騒音、粉塵等の対策など、良好な学習環境の確保が必要不可欠であり、代替の運動施設の確保、工事資材置場、工事車両の出入り等を十分に考慮する必要がある。また、同一敷地内での建替えとなるため、仮設校舎建設、校舎解体、新校舎建設と工事が長期間に及ぶことが予想され、工事方法や工事順及び工事期間の短縮等を検討する必要がある。

③居ながら工事（改修のみ）

改築計画が 10 年前後に実施される予定の学校（改築予定校）においては、各学校の状況に合わせながら、安全を確保するための改修、新たな教育内容・活動に最低限必要な教育環境の整備に止め、財源の負担低減に考慮する必要がある。

（２）改築・改修経費の確保

学校の改築・改修は、その規模から多大な建設経費を必要とし、長期にわたり継続する事業であることから、財源の確保が重要な課題となる。

①国庫支出金

近年、文部科学省では、全国的に学校施設の耐震性能の確保を目的とした耐震改修事業を推進してきた。

区では、既に学校施設の耐震対策を完了し、施設整備全般の老朽化に対応した抜本的な対策として改築・改修を計画するものであることから、老朽化による改築・改修を対象とする国庫支出を要請し、改築・改修の根本的な財源確保とする。

②起債・基金

これまでの学校の改築等の施設建設事業は、1・2 年の短期間に多額の経費を必要とすることから、起債及び基金により財源を確保して単年度の財政負担を軽減してきた経緯がある。

起債による財源確保は必要不可欠であるが、長期的に継続することから、後年度の償還等を長期的に捉えて、区全体の財政計画の中で考えていく必要がある。

また、一般財源からの負担を軽減するために、改築等基金として、計画的に積み立てていく必要がある。

③コスト削減

改築・改修計画手法・手順等により工事等経費は増減するが、仮設校舎確保費、移転費、運営費、運動場等の代替施設の確保経費等についても、コスト削減を意識した検討をする必要がある。

（３）改築・改修手法・手順の設定

①改築・改修の手法

各学校の個々の改築の課題等、諸条件に基づき、建設年度、建替えの困難度、財政負担等を考慮し、建替えを前提とするがスーパーリニューアル（大規模改修）等の手法も検討する必要がある。

②改築手順

基本設計に 1 年、実施設計に 1 年、工事に 2 年の 4 年を予定しているが、可能な限り期間の短縮を図る必要がある。

また、地域に開かれた学校とするためには、基本設計においてワークショップを開催して、学校関係者、地域と協議して基本計画を作成するなど、地域との協働で学校づくりを行うことが求められている。

③改修手順

実施設計に 1 年、工事に半年から 1 年を予定しているが、他工事（仮校舎使用）との調整により期間等に変動がある。

（４）建築関係法令への適合

改築にあたっては、都市計画法、建築基準法、東京都安全条例等の適合が改築の前提条件である。

①用途地域等

多くの学校は住宅地に立地し、住居系又は準工業系の用途地域、高度地区であることから、道路斜線等の制限と日影規制により、建物の後退が必要となるため、建物規模や運動場面積確保を十分に考慮する必要がある。

また、学校周辺地域の環境への影響を最小限に抑制することが求められている。

②開発許可

これまで、学校施設は開発許可の対象外であったが、法改正により平成 19 年 11 月 30 日以降は許可（協議）が必要となったことから、改築に際して土地の区画形質の変更等を行う場合は検討する必要がある。

（５）改築等期間中の諸課題

学校の改築期間は、建設工事で通常 2 年間が必要であり、工事中の仮校舎での学校教育活動や仮校舎への通学（スクールバス通学等）について、児童・生徒及び保護者への負担が少なからず発生すると考えられる。

入学時の学校選択、改築校の周辺学校の入学者数への影響、また、改築期間中の学校開放が実施できなくなることから、各種地域活動に影響が及んでくる。

このため、学校教育活動、通学路の安全確保、地域の諸活動への影響を最小限にする対応策を考える必要がある。

（６）改築・改修後の維持管理経費について

施設の改築・改修を行った後の設備機器の維持管理を行っていくにあたり、保守点検等の維持管理経費を確保する必要がある。定期的な点検等を実施することにより、設備機器を良好な状態に維持することで、修理、交換等の経費のコスト削減を図っていく必要がある。

また、校庭の芝生化、屋上緑化、壁面緑化やビオトープ等の維持管理については、植物の育成状態によっては、補修費用を含め維持管理経費の確保が必要となる。

校庭芝生化は、補助金等を活用し推進していくが、補助金の助成が終了してからの維持管理経費が必要となってくる。

１．教育推進プランの具現化

この基本的な考え方は、「江東区の基本構想」（平成 21 年 3 月策定）、「江東区長期計画」（平成 22 年 3 月策定）、江東区教育委員会の教育目標の実現に向けた「教育推進プラン・江東」（平成 22 年度策定）との整合性を図り、小中学校の改築・改修を計画的、効率的に推進していくものである。

「教育推進プラン・江東」では、重点施策のひとつに「教育施設の整備・充実」を掲げ、学校改築・改修の計画的推進と教育方法や教育内容の多様化に対応したうえで、安全・安心な教育環境の整備を目指すものとしている。

児童・生徒がより安全で安心な環境の中で、特色ある豊かな教育を受けられるよう、計画的に学校施設を整備することが必要である。

（１）改築の基本方針

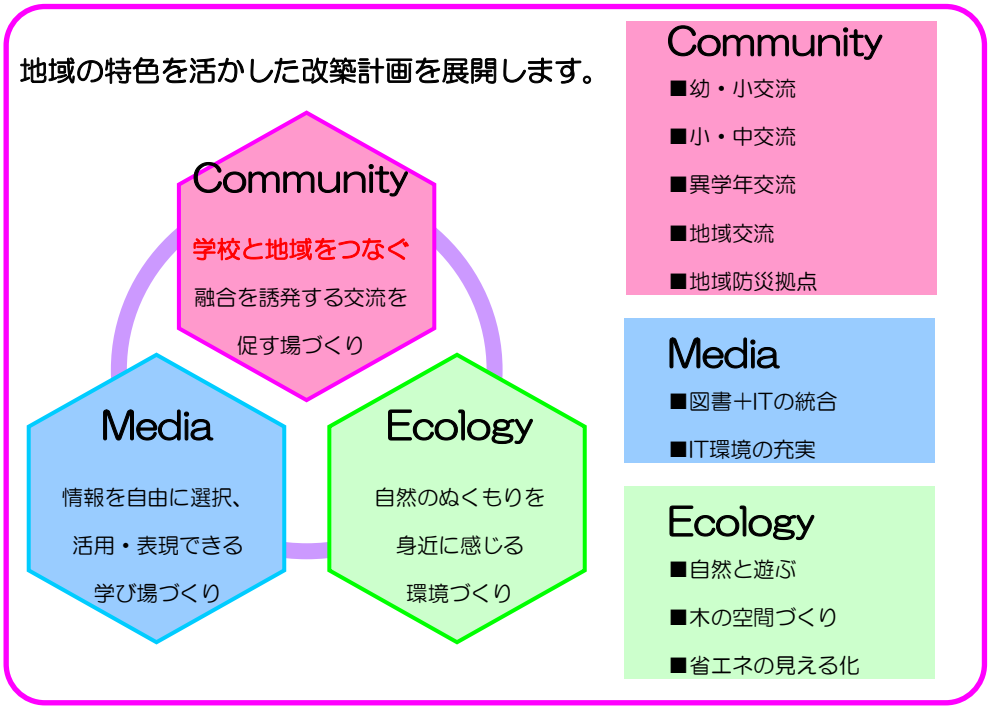

（２）改修の基本方針

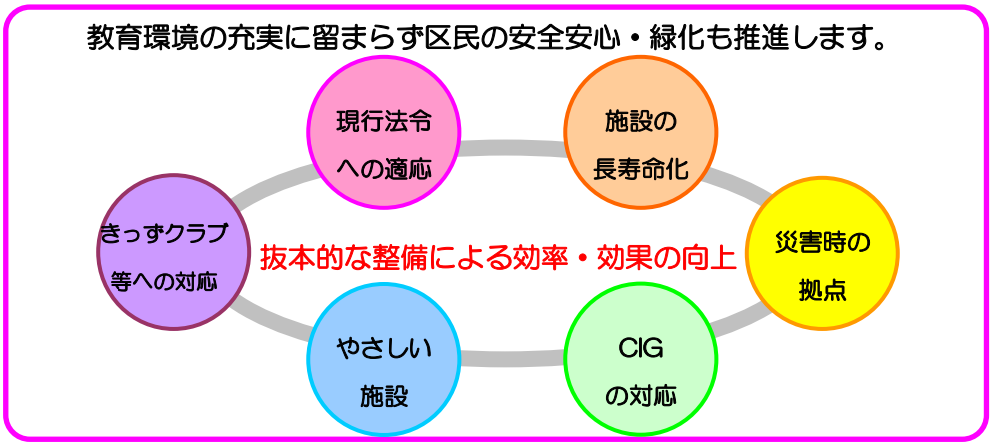

２．学校施設整備の基本的な考え方

（１）学校改築・改修の計画的な推進

建物寿命の到来により、まもなく迎える大量の改築需要に応えるため、継続性のある改築計画を目指す。また、建設手法を工夫するとともに、計画的な改修を行い、建物寿命を延ばすよう努める。

特に大規模改修においては、現行の建築基準法に適合するよう改善し、設備の全面的な再整備により長寿命化と安全性を確保する。

① 計画的な改築・改修の推進
② 施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減
③ バリアフリー化の推進
④ 現行法令に適する施設への対応

（２）特色のある教育に対応した学校づくり

多様な教育活動に対応できるよう、多目的教室の配置や、教室から連続したオープンスペース、可変壁を使用したレイアウトフリーな教室など、その活動の特色に合わせた様々な平面計画を検討する。

また、35 人学級編制や児童増加に伴う教室数の確保に努め、特別支援教育などの整備も充実させることで、特色のある教育に対応していく。

① 35 人学級編制や少人数学習に対応できる施設
② 多目的室や教室から連続したオープンスペースの充実
③ 特別支援教育の推進
④ 情報基盤整備の推進

（３）環境にやさしい学校づくり

自然環境を意識して、学校施設の設計から建設工事、施設運営におけるまでの環境負荷の軽減を図るとともに、児童・生徒にとって学校施設そのものがエネルギーの合理化やＣＯ２削減に配慮した環境教育の教材となるよう工夫する。

木材の利用促進は、本区の地場産業でもあり可能な限り木質化に努める。

① 雨水利用や太陽光発電、屋上緑化（壁面含）、校庭芝生化（CIG）、
ビオトープ等のエコスクール（環境共生型学校施設）の推進
② CO2 削減の推進
③ 資源の再利用
④ 温かみのある内外装の木質化

（４）防災に強い学校づくり

大規模地震発生時の児童・生徒の被害防止や安全の確保に努めるとともに、地域住民が避難所として安心して活用できるよう耐震性を確保し、防災資機材倉庫等の施設設備や避難所としての機能等、災害時の拠点としての機能を確保するために、防災施設設備の整備に努める。

また、近年ヒートアイランドの影響等でゲリラ豪雨が増えており、本区では雨水を直接下水に流さず敷地内で吸収する浸透桝や浸透施設貯留槽などを設置する。

① 防災設備の整備と充実
② 非構造部材の耐震化
③ 雨水貯留施設等の積極的な設置（改築時）

（５）安全・安心の学校づくり

安全・安心な学校づくりを実現するため、「学校安全カルテ」に基づく事件・事故被害から回避できるセキュリティ計画とシックスクール対策など室内環境の改善を行う。

また、児童・生徒の健康保持に向けてプールや保健室等の整備を図り、環境衛生や公衆衛生の向上に努め、児童・生徒や保護者、地域からの信頼を得る学校づくりを実現する。

① 防犯対策の整備とセキュリティラインの明確化
② 盗撮対策としてのプール屋根の整備
③ こどもたちの健康を守る環境の整備

学校安全カルテ

・警備の専門家が独自のチェックシートをもとに調査、診断を行い、施設管理者との聞き取り調査を踏まえ、これらの結果を分析して作成したもの。

（６）地域とともに育てる学校づくり

多様な教育ニーズに応えるため、学校と地域が一体となった豊かな教育の場の実現に努めるとともに、学校施設を地域に開かれたものとし、こどもが「地域の宝」となり、学校が「多様な地域コミュニティの発信の場」となるよう取り組んでいく。

① 地域の交流・連携の拠点となる施設
② 地域ニーズに合わせた学校施設の有効利用
③ 江東きっずクラブの整備と充実

３．これまでの改築・改修の考え方

学校施設の改築・改修にあたっては、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」等により、改築・改修の実施時期等を検討してきた。

平成 8 年時においては、学校施設の建物の耐用年数は 40 年程度としていたが、平成 15 年に学校の耐震診断を実施し、平成 21 年度までにすべての区立小中学校の耐震補強工事を行った。このことから、建物の耐用年数を 50 年程度とし、改築は建設から 50 年を経過したもの、改修は建設から 25 年を経過したものを対象とした。

また、昭和 46 年以前の設計基準で建設されたものについては、建物の耐力度調査を行い、その結果により改築までの年数を検討することとした。

４．これからの改築年数等の考え方について

１．建物の耐用年数を 65 年程度と考える。
２．改築は建設年度を考慮し、次の基準とする。
　①昭和 56 年以前に建設されたものは、50 年を経過したもの。
　②昭和 57 年以降に建設されたものは、65 年を経過したもの。
３．改修は、建設年度を考慮し、次の基準とする。
　原則的には初回は建設から 25 年、２回目は更に 20 年を経過したもの。
４．上記の基準以外でも、施設の現状において必要と考えられるものは改築・改修の対象とする。

小・中学校の改築・改修にあたっての実施年数の目安については、国等による基準が示されていないが、「官庁営繕部の計画更新年数」及び「日本建築学会 JASS5 の標準計画共用期間」より、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造建物の目標耐用年数は 65 年となっている。

既存建築物については、昭和 56 年 6 月に建築基準法が改正され、新耐震設計法により構造が強化された。法改正以前の建築物（昭和 56 年以前竣工）のうち、耐震診断により強度が不十分とされた建築物について、耐震工事において補強されているが、構造自体は旧基準のままである。また、昭和 40 年代の高度成長期の建築物については、「スクラップ　アンド　ビルド」の考えにより設計・建設されている。

このことから、建築物の耐用年数も現在の建築物より短いと評価されるため、昭和 56 年以前の建築物については、今までどおり「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に基づき、50 年を目標耐用年数とし、50 年を経過したものから順に改築を行い、65 年程度を目標に平準化した改築計画を進めることとする。

１．今後見込まれる改築・改修実施校について

改築・改修実施校の建設年度は不規則に分散していることから、単年度に実施校が極端に集中することを回避するために、計画的な改築・改修を実施し財政的・物理的負担を平準化することで計画の実行性・安定性を高める必要がある。

改築・改修実施校を平準化し、前記「第２章　小中学校の改築・改修の考え方　４．これからの改築年数等の考え方について」を踏まえると、昭和 56 年以前に建築された建物の改築・改修を完了するには、平成 25 年度から平成 31 年度までに改築対象校 4 校及び改修対象校 22 校の工事が必要となる。さらに、平成 32 年度以降に改築・改修対象校 24 校の工事を行うことが必要となる。

現在の改築・改修に係る実施期間は下記のとおりである。

改築期間：４ヵ年　・１年目：基本設計（ワークショップ実施）
・２年目：実施設計(計画通知提出)
・3～4 年目：解体・工事
改修期間：２ヵ年　・１年目：実施設計、２年目：工事

２．改築・改修に必要な経費の試算

小中学校の改築・改修に係る経費は、これからの学校施設整備事業を盛り込んだ費用で試算すると、学校施設の規模・施設内容等により異なるが、建築・設備工事費及び工事管理費等を合わせた事業費は、1 校あたり、改築にはおおよそ 20 億円から 30 億円、改修にはおおよそ 10 億円から 15 億円が見込まれることとなる。

３．改築・改修にあたって

（１）改築校・改修校の選定

老朽化した学校施設の今後の改築校・改修校の対象校選定の考え方については、基本的に竣工年度の古い順から選定するが、各校の現状と将来予測等を総合的に判断して選定していくこととする。

ただし、改築・改修をしなければ安全性が確保できず、学校運営が成り立たなくなる事態が想定される場合等では、他に優先して対象校として選定することがある。

また、改築・改修を実施するにあたり、今後の人口推計による児童の出現率からも、改築・改修が必要な学校を見極める必要があり、学校用途以外の活用を視野に入れながら、区政運営や財政面からも対象校の選定を検討していくこととする。

（２）学校・児童・生徒・保護者・地域へ向けて

学校施設整備を進めるにあたり、改築・改修予定のある学校へ在学中や入学する児童・生徒の保護者、地域住民への周知を図るためには、計画時点から学校や地域に説明し理解を得ていくことが望ましい。

学校施設を含め公共施設の改築・改修においては、前記「１．今後見込まれる改築・改修実施校について」で記述しているとおり、改築期間に 4 年間、改修期間に 2 年間を要することから、長期的な視点と適切な周知と説明を行うことで学校や地域住民の理解と協力を得ることが必要不可欠である。

地域の理解と協力による学校づくりは、児童・生徒の安全・安心の確保と地域コミュニティの実現等が図られるものとなってくる。

１．江東区立小中学校改築・改修検討委員会（検討部会）　検討経過

会議名	期日	検　討　内　容
第１回 委　員　会	**平成 24 年 6 月 27 日**	1 江東区立小中学校改築・改修検討委員会の設置について 2 学校施設の改築・改修の現状と課題について ・これまでの江東区における小中学校の改築・改修に関する基本的な考え方について
第１回 検討部会	平成 24 年 7 月 27 日	1 検討部会の進め方について 2 改築・改修に伴う学校施設整備への取り組みについて (1) 防災への対応 (2) 自然環境への配慮 (3) ユニバーサルデザインへの対応 (4) 教育方法及び教育内容の多様化 (5) 学校施設の長寿命化と機能向上 3 意見交換
第２回 検討部会	平成 24 年 8 月 16 日	1 「(仮称) 江東区立小中学校の改築・改修に関する基本的な考え方について」(骨子案) の作成に向けて 2 意見、要望等のまとめ
第３回 検討部会	平成 24 年 8 月 27 日	「(仮称) 江東区立小中学校の改築・改修に関する基本的な考え方について」(骨子案) について
第２回 委　員　会	**平成 24 年 9 月 10 日**	「(仮称) 江東区立小中学校の改築・改修に関する基本的な考え方について」(素案) について
第３回 委　員　会	**平成 24 年 11 月 19 日**	1 第２回検討委員会での検討事項のまとめ 2 江東区立小中学校の改築・改修に関する基本的な考え方について

２．江東区立小中学校改築・改修検討委員会設置要綱

平成２４年６月２０日
２４江教施第２４５号

（設置）

第１条　江東区長期計画に基づく江東区立小学校及び中学校における校舎等の改築又は改修（以下「小中学校改築・改修」という。）のあり方について検討するため、江東区立小中学校改築・改修検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次の事項について所掌する。

(1)　校舎の老朽化による改築又は改修に関すること。

(2)　学校施設におけるより良い教育環境の整備に関すること。

(3)　学校施設整備計画の予算に関すること。

(4)　その他小中学校の改築・改修に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

２　委員長は、教育委員会を担任する副区長（以下「教育委員会担任副区長」という。）をもって充てる。

３　副委員長は、教育委員会担任副区長以外の副区長及び教育長をもって充てる。

４　委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

（運営）

第４条　委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会務を総理する。

２　委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長の指名する副委員長がその職務を代理する。

３　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

（検討部会）

第５条　委員会は、第２条に掲げる事項を効率的に検討するため、検討部会を置く。

２　部会長及び部会員は、委員長が指名する。

３　部会長は、必要に応じて検討部会を招集し、会務を総理する。

４　部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を検討部会に出席させることができる。

（庶務）

第６条　委員会の庶務は、教育委員会事務局学校施設課において処理する。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

別表（第３条関係）

政策経営部長、総務部長、環境清掃部長、都市整備部長、土木部長、教育委員会事務局次長、
企画課長、計画推進担当課長、財政課長、経理課長、防災課長、
温暖化対策課長、都市計画課長、水辺と緑の課長、みどり推進担当課長、
庶務課長、学校施設課長、学務課長、指導室長、学校支援課長、放課後支援課長

３．江東区立小中学校改築・改修検討委員会名簿

平成 24 年 6 月 20 日

		職　名	氏　名	備　考
1	委 員 長	副区長（教育委員会担任）	佐藤　哲章	
2	副委員長	副区長	大井　哲爾	
3	副委員長	教育長	岩佐　哲男	
4	委　　員	政策経営部長	寺内　博英	
5	委　　員	総務部長	海老澤　孝史	
6	委　　員	環境清掃部長	石川　広	
7	委　　員	都市整備部長	作田　純一	
8	委　　員	土木部長	並木　雅登	
9	委　　員	教育委員会事務局次長	押田　文子	検討部会長
10	委　　員	政策経営部企画課長	長島　英明	
11	委　　員	政策経営部計画推進担当課長	奥村　健治	
12	委　　員	政策経営部財政課長	武田　正孝	
13	委　　員	総務部経理課長	藤田　友子	
14	委　　員	総務部防災課長	岩井　健	
15	委　　員	環境清掃部温暖化対策課長	成田　勇臣	
16	委　　員	都市整備部都市計画課長	小川　和久	
17	委　　員	土木部水辺と緑の課長	高垣　克好	
18	委　　員	土木部みどり推進担当課長	山田　英典	
19	委　　員	（教）庶務課長	鈴木　亨	
20	委　　員	（教）学校施設課長	奥野　敏子	
21	委　　員	（教）学務課長	市川　聡	
22	委　　員	（教）指導室長	浅岡　寿郎	
23	委　　員	（教）学校支援課長	川口　和也	
24	委　　員	（教）放課後支援課長	吉野　正則	

※職名欄（教）は、教育委員会事務局

事務局　教育委員会事務局学校施設課

江東区立小中学校の改築・改修に関する基本的な考え方
平成２４年１１月
江東区立小中学校改築・改修検討委員会
〒135-8383　江東区東陽四丁目 11 番 28 号
TEL　03－3647－9111（代表）